

(その1)

収支報告書

会計	繰越	検算	転記	〇	
①	①	②	③	④	⑤

令和6年分
開催分

(ふりがな) よしだくみこをはげますかい

1 政治団体の名称 吉田久美子を励ます会

2 主たる事務所の所在地 筑紫野市天拝坂2-2-18

3 代表者の氏名 (姓) 吉田 (名) 久美子

4 会計責任者の氏名 (姓) 大澤 (名) ミチル

事務担当者の氏名

(姓) 大澤 (名) ミチル

(電話) 090-6492-6457

(電話)

(電話)

政治団体の区分

- ☐ 政党 ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ 政党の支部 ☒ その他の政治団体
☐ 政治資金団体 ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☒ 2以上の都道府県の区域等 ☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☒ 有 ☐ 無
公職の種類 公職の候補者の氏名
(現職・候補者の別) (現職・候補者の別)
資金管理団体の届出をした者の氏名 吉田久美子

国会議員関係政治団体の区分

- ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 吉田久美子
公職の種類 公職の候補者の氏名(2人目)
(現職・候補者の別)
公職の種類 (現職・候補者の別)
公職の候補者の氏名(3人目)
公職の種類 (現職・候補者の別)



資金管理団体の指定の期間

令和6年 1月 1日 から
令和6年 12月 31日 まで
(※複数の期間がある場合は以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和6年 1月 1日 から
令和6年 12月 31日 まで
(※複数の期間がある場合は以降の期間)

7.3.28

0876

321840

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	2,952,040
(前 年 か ら の 繰 越 額)	814,995
(本 年 の 収 入 額)	2,137,045
支 出 総 額	2,522,082
翌 年 へ の 繰 越 額	429,958

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	2,000,000	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	127,480	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	2,127,480	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	
合 計 (ア + イ)	2,127,480	

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	こ の 頁 の 小 計	0	
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	9,565	
	合 計	9,565	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備 考
1	吉田久美子	500,000	R6/5/9	筑紫野市天拝坂2-2-18	衆議院議員	
2	吉田久美子	500,000	R6/6/27	筑紫野市天拝坂2-2-18	衆議院議員	
3	吉田久美子	500,000	R6/7/16	筑紫野市天拝坂2-2-18	衆議院議員	
4	吉田久美子	500,000	R6/9/9	筑紫野市天拝坂2-2-18	衆議院議員	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	2,000,000				
	そ の 他 の 寄 附	0				
	合 計	2,000,000				

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	0				
	そ の 他 の 寄 附	127,480				
	合 計	127,480				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	397,138	0	
(4) 事 務 所 費	794,564	0	
小 計	1,191,702	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	12,700	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	33,000	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	33,000	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	44,680	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	1,200,000	0	
(6) そ の 他 の 経 費	40,000	0	
小 計	1,330,380	0	
合 計	2,522,082		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	コピー機保守代	15,451	R6/1/31	株式会社大塚商会	東京都千代田区飯田橋2-18-4	
2	消耗品代	37,013	R6/2/29	株式会社大塚商会	東京都千代田区飯田橋2-18-4	
3	コピー機保守代	17,642	R6/3/29	株式会社大塚商会	東京都千代田区飯田橋2-18-4	
4	消耗品代	30,044	R6/3/29	株式会社大塚商会	東京都千代田区飯田橋2-18-4	
5	コピー機保守代	13,989	R6/4/30	株式会社大塚商会	東京都千代田区飯田橋2-18-4	
6	消耗品代	31,352	R6/4/30	株式会社大塚商会	東京都千代田区飯田橋2-18-4	
7	コピー機保守代	15,929	R6/5/31	株式会社大塚商会	東京都千代田区飯田橋2-18-4	
8	消耗品代	28,168	R6/5/31	株式会社大塚商会	東京都千代田区飯田橋2-18-4	
9	消耗品代	33,086	R6/6/28	株式会社大塚商会	東京都千代田区飯田橋2-18-4	
10	コピー機保守代	10,696	R6/7/31	株式会社大塚商会	東京都千代田区飯田橋2-18-4	
11	消耗品代	23,234	R6/7/31	株式会社大塚商会	東京都千代田区飯田橋2-18-4	
12	チラシ印刷代	11,000	R6/8/8	株式会社AD企画印刷	福岡県福岡市博多区博多駅南2-13-3	
13	消耗品代	23,852	R6/8/30	株式会社大塚商会	東京都千代田区飯田橋2-18-4	
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	291,456				
	そ の 他 の 支 出	105,682				
	合 計	397,138				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	監査報酬費	112,000	R6/1/26	深堀亮宏税理士事務所	福岡県福岡市西区姪浜駅南2-14-19	
2	Sansan名刺取込み費用	237,600	R6/1/26	Sansan株式会社	東京都渋谷区神宮前5-52-2青山オーバルビル13F	
3	施設利用料	11,100	R6/2/14	鳥栖市	佐賀県鳥栖市宿町1118	
4	リーフ印刷代	113,300	R6/3/6	メイコー企画	佐賀県佐賀市兵庫南1-20-10	
5	施設使用料	23,630	R6/5/26	鳥栖市	佐賀県鳥栖市宿町1118	
6	国政報告会チラシ代	27,500	R6/6/7	株式会社AD企画印刷	福岡県福岡市博多区博多駅南2-13-3	
7	NHK放送受信料	16,779	R6/6/26	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
8	複合機の引取り費用・保管料	25,850	R6/10/29	リコーリース株式会社	東京都港区東新橋1-5-2	
9	廃棄物処理代	75,000	R6/10/30	三東運輸株式会社	東京都江戸川区篠崎町3-12-6	
10	引越費用	69,000	R6/10/30	日本通運株式会社	東京都千代田区神田和泉町2	
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	711,759				
	そ の 他 の 支 出	82,805				
	合 計	794,564				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	組織活動費	
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	会議室使用料	12,700	R6/8/22	カルチャーパレス	熊本県人吉市下城本町1578-1	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
こ の 頁 の 小 計		12,700				
そ の 他 の 支 出		0				
合 計		12,700				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	宣伝事業費	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
1	写真代	16,500	R6/4/15	株式会社サイトウ写真	東京都千代田区永田町1-7-1衆議院内	
2	チラシデザイン代	16,500	R6/9/12	株式会社アドエース	福岡県福岡市南区清水4-8-1	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	33,000				
	そ の 他 の 支 出	0				
	合 計	33,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		7. 調査研究費	
					調査研究費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	月刊公明	37,680	R6/6/21	公明党	東京都新宿区南元町17	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	37,680				
	そ の 他 の 支 出	7,000				
	合 計	44,680				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		8. 寄附・交付金	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	寄付・交付金	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
1	寄付	500,000	R6/7/3	公明党衆議院比例区九州第3総支部	福岡県筑紫野市二日市中央6-3-1LIFE FIELD二日市駅前202	
2	寄付	200,000	R6/7/11	公明党衆議院比例区九州第3総支部	福岡県筑紫野市二日市中央6-3-1LIFE FIELD二日市駅前202	
3	寄付	500,000	R6/7/17	公明党衆議院比例区九州第3総支部	福岡県筑紫野市二日市中央6-3-1LIFE FIELD二日市駅前202	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
こ の 頁 の 小 計		1,200,000				
そ の 他 の 支 出		0				
合 計		1,200,000				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		9. その他の経費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	その他の経費	
					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	金銭以外のものによる寄付相当分	40,000	R6/12/11	公明党衆議院比例区九州第3総支部	福岡県筑紫野市二日市中央6-3-1-202	事務所の無償提供
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	40,000				
	そ の 他 の 支 出	0				
	合 計	40,000				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 債 権	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年 1月 23日

政治団体の名称 吉田久美子を励ます会

会計責任者の氏名 大澤 ミチル



代表者の氏名 （代表者については解散時のみ記入すること）

令和 7 年 1 月 23 日

吉田久美子を励ます会

代表 吉田 久美子 殿

登録政治資金監査人

登録番号

研修修了年月日

澤 堀 亮 宏

第 1629 号

平成 21 年 7 月 10 日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、吉田久美子を励ます会の令和 6 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、吉田久美子を励ます会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

吉田久美子を励ます会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、吉田久美子を励ます会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上

